

群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程に係る産業廃棄物の積替施設、実証施設及び汚染土壌の積替施設の施設計画に関する基準

群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程（以下「規程」という。）第八条第二項の規定に基づき、群馬県廃棄物処理施設等の設置等に関する事前協議規程に係る産業廃棄物の積替施設、実証施設及び汚染土壌の積替施設の施設計画に関する基準を次のとおり定める。

（産業廃棄物の積替施設の施設計画）

第1 産業廃棄物の積替施設は、次の要件を満たすよう施設計画を策定しなければならない。

- (1) 産業廃棄物管理票の記載内容と廃棄物が一致していることが確認できる状態で、処分業者（区間委託の場合は次の区間の収集運搬業者）に引き渡すこと。
- (2) 群馬県廃棄物処理施設の構造及び維持管理等に関する基準に適合していること。

（実証施設の施設計画）

第2 実証施設は、次の要件を満たすよう施設計画を策定しなければならない。

- (1) 実証試験及び試験は、廃棄物等の処理に関して新技術を開発するために行うもの、又は廃棄物処理施設等の能力を検証するために行うものであること。
- (2) 協議者は、実証施設を稼働させる者であること。ただし、複数の者が共同で協議者となることは妨げない。
- (3) 試験に供する廃棄物等（試料）は、次のいずれかによること。
 - イ 自己の所有物、又はその所有物が廃棄物となったもの。
 - ロ 有償又は無償で提供された他人の廃棄物等であって、いかなる名目の資金又は料金の提供を受けていないもの。
- (4) 試験の安全性等を評価するために、必要最小限の規模及び必要最低限の試験期間が定められていること。
- (5) 実証しようとする研究計画及び試験に関する基礎的なデータが確立されており、試験の具体的な目的及び方法並びにその評価方法が定められていること。
- (6) 実証施設は、廃棄物等を処理する上で、安全かつ確実な処理が可能な技術的水準に達していること。
- (7) 試験開始後は、毎月の試験内容を翌月十日までに知事に報告し、試験終了後は、試験終了の翌月末までに試験で得られた結果及び評価について知事に最終報告を行うこと。
- (8) 試験後の廃棄物は、協議者が排出者となり、法に定める基準に従って適正に処分されるものであること。また、試験後の土壌は、協議者が搬出者となり、土壌汚染対策法に定める基準に準じて適切に処分されるものであること。
- (9) 試験終了後は、次の要件に該当する場合を除き、試験関係施設を撤去し試験前の原状に戻すこと。ただし、試験関係施設を廃棄物処理施設等として使用する予定である場合には、改めて事前協議を行い、手続が終了するまでの間、試験関係施設を稼働できないよう必要な措置を講じること。
 - イ 法第八条の二第五項又は法第十五条の二第五項に規定する施設使用前検査を受検することができる施設である場合
 - ロ 規程第三十二条第一項に規定する完成検査を受検することができる施設である場合
 - ハ 現に他目的に使用している施設であって、廃棄物等の処理を行わない施設である場合

（実証試験の中止の申入れ）

第3 事前協議の内容と異なる実証施設、試験内容、若しくは試験報告の怠り、又はデモンストレーションの行為

は、原則として試験と見なさないものとする。この場合、知事は、行為者に対し試験の中止を申し入れ、かつ、群馬県警察本部長に対し情報を提供するものとする。

(汚染土壌の積替施設の施設計画)

第4 汚染土壌の積替施設は、次の要件を満たすよう施設計画を策定しなければならない。

- (1) 汚染土壌の管理票の記載内容と汚染土壌が一致していることが確認できる状態で汚染土壌処理業者（区間委託の場合は次の区間の運搬受託者）に引き渡すこと。
- (2) 土壌汚染対策法施行規則第六十五条第六号から第九号までに定める基準に適合していること。

附 則

この基準は、平成二十五年四月一日から施行する。